平成２８年（フ）第２３０号
兵庫県西宮市豊楽町15番６－116号
債務者　赤井　俊道
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　足立友季世
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月21日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年10月７日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第９１４号
名古屋市東区出来町２丁目５番５号　ファーシル旭105号
債務者　味むそうこと　浅沼　雅裕
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第９５６号
愛知県小牧市大字東田中８番地１
債務者　吉野　千陽
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３００３号
大阪市住吉区長居１丁目12番７号　和光ロイヤル長居　401号
債務者　小丸　直樹
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０３０号
大阪市浪速区下寺２丁目５番12―405号、前住所大阪市天王寺区生玉寺町７番54―610号
債務者　大濱　　明
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７０号
大阪市東住吉区住道矢田６丁目10番20号　レオパレス21ＹＭ　201号、前住所大阪府東大阪市荒本西３丁目４番45号
債務者　山下　雅則
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７１号
大阪市平野区喜連西４丁目７番33―1103号、前住所大阪府東大阪市荒本西３丁目４番45号
債務者　山下　惠子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３０７９号
大阪府高槻市芝生町２丁目45番24―305号
債務者　薄雲　幸子（旧姓山岡）
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１５０号
大阪市東淀川区豊里２丁目１番７－1409号、前住所大阪府枚方市高野道２丁目25番11号
債務者　渡邉　浩史
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３１６４号
大阪府茨木市西福井２丁目24番14号の２
債務者　新井　京子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２５２号
大阪府東大阪市御厨東２丁目７番４号
債務者　中村るり子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８４号
大阪府守口市菊水通１丁目７番25―506号
債務者　池田　孝造
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３２８５号
大阪市城東区放出西３丁目９番３号ラ・シャンス放出303
債務者　前田　祐子
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１６０号
高知県南国市緑ケ丘１丁目401番地２　県営住宅　赤棟101号
債務者　岩﨑　　章
1　決定年月日時　平成28年８月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月26日まで
高知地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第２４６号
埼玉県志木市上宗岡５丁目10番５号
債務者　駒村　　郁
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８１５号
さいたま市南区辻４丁目７番25―405号
債務者　沼崎　栄美
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第８４７号
さいたま市桜区西堀８丁目11番27号　コンフィデンス浦和105
債務者　大田　朱子
1　決定年月日時　平成28年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年９月27日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係